

第1回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年1月15日(水)午後1時30分
- 2 閉会日時 令和2年1月15日(水)午後2時25分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 4 番 佐々木雄司君 6 番 保田 守君
9 番 原田 素代君 10 番 行本 恭庸君 13 番 福木 京子君
15 番 岡崎 達義君 16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
副 市 長 前田 正之君 総 務 部 長 塩見 誠君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 幹 黒田 未来君
- 8 協議事項 1) 今後の委員会の進め方について
 - ・100条調査権の目的
 - ・調査事項について
 - ・弁護士について
 - ・検察庁の保管記録の請求について
 - ・委員会申し合わせ事項について2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午後1時30分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さん御苦労さまでございます。

ただいまから第1回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

ここで、執行部の方から2人来ていただいておりますので、お願いを兼ねてお話をさせていただきます。

席のほうへお座りください。

委員会のほうからお願いをしたいと思います。

市長にも本会議場でお話ししとっており、執行部と議会がしっかり手を携えて赤磐市の名誉挽回を図ろうという決意をいたしましたので、協力のほうよろしくお願いたします。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ。

○副市長（前田正之君） 本日、市長のほう公務で出張のため、副市長の前田でございます、一言言葉を述べさせていただきます。

このたび、昨年からの教育委員会の不適切な事務処理、これにつきまして、大変市民の方々、そして議会の皆様方に御心配と御迷惑をおかけいたしていることを、重ね重ねではありますが、深くおわびを申し上げさせていただきます。

本日から、この件にかかわります特別委員会をお開きいただくということですが、執行部といたしましても昨年逮捕者が出るというような、こういう事態になりまして、本当にこの問題は一番もとの、根の底にあるものは何なのかということを究明することが私たちの一番の責務だと思っております。そして、そういったものももちまして、皆様方の議会のほうと一緒に手を取り合って、この問題をしっかりと追及し、市民の方々に御説明と御安心いただけるような、これからお話をしていくというのが第一の必要なことだと思っております。きょうから大変御足労をおかけいたしまして特別委員会のほうお開きいただきますが、執行部のほうも最大限御協力のほうをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

それでは御退場ください。

〔副市長 前田正之君 退場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、これから協議事項に入ります。

まず1番目、今後の委員会の進め方についてを議題とし、これから協議を行います。

まず、百条調査権の目的について確認をしていただきたいと思います。

お手元の資料をごらんください。

事務局より朗読させます。

お願いします。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 百条調査権の目的。

都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条により議会の議決によって設置される特別委員会であり、普通地方公共団体の事務に関する調査をするために設置されるより強い調査権限を持った委員会である。百条調査権には出頭もしくは資料提出拒否に対し禁錮刑を含む罰則、同条第3項が定められており、国会の国政調査権、日本国憲法第62条と同じ性格を持っている。

百条調査権の目的は、警察の捜査とは目的を異にする。すなわち警察の捜査目的は一般的に犯罪が発生した場合、犯人を検挙することを目的としているのに対し、百条調査の目的は、1、地方公共団体の事務にかかわる範囲で起こった不祥事件等に対し、当該不祥事件等が発生するに当たっての原因として当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか、2、不祥事件等が起こった背景はどのようなものであるのか、事務の執行が適正に行われていたのか、3、そして今後どのようにすればこのような不祥事件等が起こらないような体制を築くことができるのか、つまり、当該団体として当該事件等の発生防止をするにはどのようにすればよいのかについて調査することを目的としている。

以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

ただいま朗読していただきました。

この内容について、皆さんの御認識をいただきまして今後進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、この委員会において調査する事項を確認しておきたいと思います。

お手元の資料、決議案をごらんください。

これについても事務局から朗読させますので、お願いいたします。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 1、調査事項。

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

①赤磐市監査委員作成の令和元年8月28日付の「議会の請求に基づく監査報告書」及び赤磐市教育長作成の令和元年8月29日付の「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について（報告）」に記載された事項と、赤磐市議会議長作成の令和元年11月11日付の「聞き取り報告書」に記載された令和元年10月24日に北川議員から聴取した事項とのそごについての事実確認。

②「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について（報告）」5ページの第2調査結果に「平成30年11月上旬、任用通知書をつくり直しました」と記載されている、つくり直し前の任用通知書——以下、旧任用通知書——と、つくり直された後の任用通知書——以下、新任用通知書——に関し、(1)旧任用通知書のパソコンデータの保管状況、旧任用通

知書の枚数、破棄を指示した者、破棄の目的、破棄するに至った経緯、破棄の日時、破棄の方法、実際に破棄を行った者、破棄に関与した者（議員を含む）。(2)旧任用通知書に記載された臨時職員に支払われる賃金額と新任用通知書に記載された臨時職員に支払われる賃金額につき、臨時職員ごとの差額並びにその総額。(3)任用通知書等のつくり直しによりこうむった赤磐市の損害の有無と損害額、任用通知書等のつくり直しにより利得した者の有無とその利得額。(4)市の臨時職員（運転手）に対する臨時職員ごとに支払われた給与の振り込みの日時、同各振り込み金額、同各給与の明細（源泉徴収税等）、同各振り込み先銀行口座。(5)臨時職員が給与の一部または全部を北川議員ないしは当該議員の関連団体に支払われたことの有無、ありとすればその支払い日、支払い金額、支払い方法及びその用途。

③その他関連事項。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

なお、この件に関しまして、調査終了の目途についてですが、令和2年9月定例会に調査報告をするようにしたいと思いますので、委員の皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今の決議案の中で、1つ漏れを感じているんですが、②の中で(2)がありますね、臨時職員に支払われる賃金額、それが新旧でどうなっているのか、つくり直しによってこうむった損害額。

この以前に、赤磐市臨時職員雇用要綱というのがございますね。これに違反した契約であるということがあった上でこの新旧であったり、適正な金額かどうかにかかわると思うんで、臨時職員雇用契約要綱に準じて契約がされているのかいないのかというところが1つ、ここに入れていただいたほうが問題が明確になるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） その件につきましては、③のその他関連事項ということで、委員の皆さんからこれから打合せ会のときにいただいた御意見をもとに調査をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） これから③のことについて膨らませて、追加をしていくという前提があるということですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういうふうにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、3月定例会、6月の定例会においては中間報告をしたいと思いますので、それに御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

また、その件につきましては打合せ会のときに細部を御相談したいと思います。

そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 次に、弁護士についてでございます。

本委員会の運営について、法的なアドバイスを受けるため弁護士をお願ひし、地方自治法第100条第5項により本委員会への出席を求めたいと思います。これについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのように決定いたしました。

なお、弁護士については委員会終了後、打合せ会で協議をさせていただきたいと思ひますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、令和元年11月30日に背任の疑いで逮捕された藤井参与について、12月20日に背任の罪で略式起訴されており、令和2年1月7日に事件が確定しております。本委員会の調査において、この刑事事件に係る保管記録が必要ですので、岡山区検察庁に資料請求を行いたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのように決定いたしました。

次に、委員会申し合わせ事項についてでございます。

お手元の公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会申し合わせ事項（案）をごらんください。5項目の分です、よろしいですか。

これについて、1、委員会の進め方について。原則的には正副委員長で協議の上、必要に応じて委員会を開催する。委員会開催前に全員で打ち合わせを行う。進め方については正副委員長に一任していただきたいと思ひますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 2番、マスコミ等への対応についてでございますが、マスコミ対応については委員長に一任していただきたいと思ひますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことでお願ひいたします。

3、人権への配慮について。調査は人権侵害にならないよう慎重に行うと、これはもう当然のことなので、よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） この人権への配慮について、それは当然するべきなのですが、このところに法要件に基づいてということというのを一筆つけ加えていただきたいというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） ただいま佐々木委員のほうからそういう御意見ございましたが、つけ加えてやらせていただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） では、そのようにつけ加えさせていただきます。

4番目、議員個人の発行物への掲載について。これについては嚴重にお願いしときたいと思います。この委員会の内容を、議員個人の発行物に掲載する際には、委員会で発表された内容に基づき、私情を入れない客観的な記事を掲載するよう、また委員会運営に支障を来すことのないよう配慮をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） これについては異議を申し立てたいと思います。

私は、この百条委員会の委員であり、議員でもあります。議員の立場で物を申さなければいけないところもありますし、住民にさまざまなことをお知らせするという責任もあります。そのところに個人的だとか私情だとかというようなものは、これは私に認められてる権利ですから、ここを申し合わせの中で縛るということにつきましてはお控えいただきたいと、このように思います。

○委員長（下山哲司君） ただいま佐々木委員のほうから御意見ございましたが、委員会運営上、8人のメンバーで運営をするわけですから、議員一個人の私情、感情で運営の妨げになるようなことがあってはならないので、これには嚴重に注意をしてやっていただきたいというふうに思います。3月と6月の中間報告の内容について掲載していただくのは結構だと思いますが、その3月、6月も皆さんに打合せ会の際に御相談しなければならないことなんで、今きっちりこういうふうにといいことは言えませんが、そういう中で御協議をいただいてやっていただきたいというふうに、赤磐市の名誉挽回を図るということで一致団結してやろうということになっておりますので、個人プレーは慎んでいただきたいというふうに、委員長としてお願いしたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ここでは発行物という文言になってますけど、例えば議会で一般質問であるとかそういう活動も、当然私たちの権利ですから。一般質問の中で、例えば自分が今まで取り扱ってきた流れの中で、当然このことに触れる場合があります。その際に、当然自分が

情報を集めてきて、それについてただしていく場があるわけで、そこについては制限はかけられないんですか。かけないんですか。私は、基本的に佐々木委員と同じ立場なんです。

○委員長（下山哲司君） 皆さんにお願いするのは、この委員会の委員となった以上は、委員会の皆さんと同じ歩調をとっていただきたいというお願いをしとるわけで、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 繰り返しになりますが、これは、私は日本国民として与えられてる権利ですから、その権利をこの委員会に侵害されることでもありませんので、むしろその権利侵害に関しましては委員会のほうに改めていただくように要請をしたいと思います。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 議員の役目として、市民の皆様は議会で何が起きているのかあるいはこの委員会で何が起きているかというのを報告するのが我々の義務だというふうに思っておりますので、ぜひ今、佐々木委員が言われたように、そういうふうに報告することは、私はすべきだというふうに、逆に思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、委員長はどのような状況を懸念されてるのかというのが伝わってこないと、一方的にいわゆる議員活動に対する制約というふうにしか受けとめれないんですよ。だから、永徳さんもおっしゃるように、市民は非常に関心を持っていらっしゃるわけで、そこにかかわる議員として当然自分のわかっていることは伝えたい、だけど委員会として支障を来すことがあるかもしれない、だから、例えば具体的にはどのような状況を想定しているのか。その辺の議論がちょっとないと、やっぱりこれは平行線になるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 私、委員長としての見解は、この委員会の中で決定した事項については結構だと思います。ですが、まだ決定してない調査途中のものについては報告を控えていただきたいというお願いをしておるんで、皆さんの言ようられることはようわかります。ですが、確定をしてないものを私見で発表しないようにしていただきたいというふうにお願いしとんです。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その百条の調査っていうのは一応、最終着地点があるわけで、それまで決定する内容っていうのは果たしてどれだけあるかなっていうふうに思うわけですよ。もう1つ言うと、事実を伝えることには何ら問題はないだろうと私は思ってるわけです。例えば、

こういった資料を調べたらこういう事実があったと、こういう事実は問題だということは伝える。それは決定するも何も、事実としてあるわけです。だから、もうちょっと委員長が危惧されるシチュエーションというか、どんな想定をしてるのかっていうことがここで共通認識にならないと、なかなか議論が落としどころに行かないと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 委員長と副委員長といろいろ相談しておりますので、副委員長のほうの意見も申しますので。

副委員長。

○副委員長（岡崎達義君） 佐々木委員とか原田委員とか永徳委員が言われるのは、もちろん権利として当然だと思うんです。ところが、我々8人が一致団結してこういう状況の中でいろいろ調査しましょうということなんですけど、この委員会として責任のとれないようなことはしてほしくないという話なんです。だから、客観的な事実を客観的に述べるのはいいんですけども、私はこういうふうに思いますけど委員会としてはこっちの方向に行ってますよとか、私はこういうふうに思うんですけど市民の皆さんはどうですかとか、そういう形の発表の仕方はしてほしくない。だから、ここで出た客観的な事実を載せるのは、それはもう当然権利として認められるべきだからいいと思います。だけど、それ以上の、そこから逸脱したようなことは載せてほしくない。それは、ここの委員会として責任をとりかねますのでね。本人が全部、私が一切責任持ちますっていうんだったら、それはそれでいいのかもしれませんが、その場合でもやはり委員会で諮っていただきたいなど、そういうふうに思います。

○委員長（下山哲司君） 今、副委員長が申しました自分の責任でやるという、これはこの委員会の8人のメンバーの、基本的に8人でやるということに関して规则的に合わないと思いますので、その辺は申し合わせ事項ですから、今やっているのは。申し合わせを皆さんで理解していただいて、よく認識をしていただいた上で前に進めたいと思うので、こういう話をさせていていただいているので、その辺をきちっと御理解をいただくまではしっかり議論していただければいいと思いますので。

はい、どうぞ、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 委員会の公式な見解というものにつきましては、2番のマスコミ等への対応についてというところで委員長に一任されているものです。ですから、そのところは委員長のほうで対応していただければいいと思うんですが、一人一人のここにいるメンバーというのはみんな議員でありまして、一人一人住民にお知らせをしたり世に問題を問うたりというような責任があります。当然、個人の発行物に関しては、それは個人の責任でありまして、自分のところで書いてるものを、これは委員会のことだから委員会で何とか対処してくれというようなことにはいずれの場合にも私はならないと思ってます。ですから、私のブログなりSNSなどで書かれるものについては委員会のものではなくて、私が百条委員会のメンバーとして私が感じたことを世間に問うたり、あるいはマスコミの方々にお知らせをしたりという

ようなことになるんだと思いますから。その中で、どうしてもこれはおっしゃられるように懸念があるんだというものについては、委員長の職責でそれは秘密会ができるという、非公開にするということもできるわけですから、そこはやっぱり適宜その非公開権というものを活用いただいて、そのことについては自分の発行物でも、ブログだろうがSNSだろうがペーパーであろうが、そこについては守秘義務がかかるわけできないわけですから、そのように委員会運営をしていただければいいお話なんじゃないかなというふうに今思っています。

○委員長（下山哲司君） この8人のメンバーを選出するに当たっては、皆さん御立候補いただいて選出をさせていただいております。ですが、議員は18人おられるんで、18人おられて、あとの10人の方が納得できるような委員であってほしいというふうをお願いをしたいと思うことでお話をさせていただいてるので、ほかの議員さんから苦情が出たり不平が出たりするような活動を、この委員会ではしていただきたくないというふうに、私委員長として思いますのでお願いしてるわけで、委員の足かせをしてるわけじゃありません。しかし、やっぱり委員となった以上はその責任を全うしていただくようお願いしたいと思いますので、その辺の御理解をいただきたいというふうに思います。全くしてはだめだとは言ってません。

○委員（原田素代君） だから、問題はそこなんです。懸念されるのが。だから、どういうことを想定されてるのか、これを出されるに当たって。だから、事実事実として議事録に残るものは公開されるわけですよ。ということは、そこはもう一議員としてこういう事態があったけど、私はこう思うってことは当然、議員としての情報公開の責務だと思ってますから。だから、例えば個人情報はもちろんアウトです。それ以外にどんなことを想定されてるのかわからない。

○委員長（下山哲司君） この件については後から打合せ会をやらせていただきたいと思っておりますので、その中で御意見をいただいて、相対した話でさせていただければと思いますので、よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それならそれでいいですけど、これはじゃあ、申し合わせ事項に関しては一旦棚上げということで、この中から抜くということか。一回承認した後にこの内容を確認したりということはできませんよ、それは。

○委員長（下山哲司君） 今、佐々木委員が言われているのは、この内容については、これはもう大きく網羅したものであって、一部分を示しておりません。ですから、そういうことの内容については後の打合せ会の中でやっていただきたい。で、どうしてもと言われるんでしたら、多数決をとらないといけないような、最初から委員会運営をしたくないんで、きちっとして話ができるように、8人の方が御理解してやっていただけるような運営方法にしたいと思いますので、後からゆっくり話をさせていただきたいと思います。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 多数決とおっしゃいましたが、日本国憲法に定められている国民としての固有の権利、これをこの委員会が幾ら多数決で決しようとも、それはやはり委員会のほうがおかしな運営をしているなというふうなそしりを受ける問題であって、そういうような多数決で権利だとか、先ほど法要件に基づいてというようなことをおっしゃられたばかりなのに、それを逸脱するようなことってというのは、やはりこの場ではふさわしくないと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） いつも申し上げさせていただいておりますように、8人おれば皆さん見解が違います。ですが、その皆さんが御理解いただけるような方法でやっていきたいということでお話ししてるので、この内容が細かく書いておりませんが、それについては、これは申し合わせ事項ですから日本の法律がどうだこうだというもんじゃありません。この委員会の中において、皆さんと一緒に運営していく中の申し合わせですから、その辺の理解はいただきたいというふうに思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 後ほどの話にされるのであれば、当然ここは、4番は保留にするのが筋ですよ。だって、このまま認めといて、だって具体的に書いてますよ、私情を入れない、客観的な記事を掲載、これ私情を入れないっていうのは、議員としての個性が出せないということですからね。ちょっと、この後議論するのはやぶさかではないけれど、ここのことを抜いてしていただいて、次回のときにここがまた改めた形になって了解をいただくっていうような手続のほうが、それが民主的じゃないですか。それは当然そうなります。

○委員（福木京子君） ちょっといいですか。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

ですから、きょうはこれからの運営方法を御協議いただいでるわけですから、その範囲のうちで、この部分に関して自分が個々に、特別の行動をとらなきゃならないというような主張をせられること自体が私は委員会に対して皆さんに申しわけが立たんのじゃと。責任をとれるというて、自分がとれば済むというもんじゃねえです。8人で委員会をしょうるわけですから。その辺の御理解をいただきたいと。そのぐらいが理解できんようでしたら、副委員長とも言ったんですが、御理解いただけん人には委員会を出ていただくというぐらいの気持ちで進めさせていただきますからと、副委員長にも言うとりますので。そうしないとまとまりません。よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） よくおっしゃいました。それでしたら罷免でも何でもしていただいたらいいんですが、私はどこまで行っても個人の見解、個人の権利、これをこの委員会が侵害

するということについては大反対です。拒否します。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（福木京子君） 委員会は公開ですよ。だから、マスコミの人も皆記事にしますよね。それから、議事録あるでしょう。だから、もう全部公開になつとる中で議論していっとなですから、やっぱりちょっと、ここの私情を入れない客観的な事実、この辺がクエスチョンではっきりわからないんですよ。気持ちはわかるんですけど。だから、そこは、後で打ち合わせするにしても、そこは議論の余地があるんじゃないでしょうか。

○委員長（下山哲司君） もう1つ、ちょっと言うときたいと思う。

今までのいろんな運営上の中でも、その会が終わったか終わらんかぐらいでインターネットへ載せられて問題が起きたことも多々あります、赤磐市議会で。そういう問題を起こしたくないからこういうて厳しく言わせていただいとんで。何のためにきちっとやるかということ、この委員会を開くときに言ったと思うんですよ。そのために、皆さんに御協力いただけないとそれはいい話にならないと思いますからお願いをしようるわけです。

全く客観的に、個人の私情を入れない、このくらいのことが守っていただけんということに関しては、委員としての自覚が足りないというふうに私は思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 下山委員長の気持ちという点では伝わりますけど、具体的に何をあなたが危惧しているのか、こういう局面においては困るでしょ、だからこれはやめようねっていう話をしてくださらないと。私情を入れるのは当然なんですよ、議員ですから。

○副委員長（岡崎達義君） 記事を書いていくのに、私情を入れずに客観的な記事っていうのは書けるわけですよ。別に私情を、私はこう思います、私はこれに対してこう思います、あの委員はこういうふうな形の意見を述べたけど、私はこういうふうに述べますっていうんじゃないくて、こうこうこういうふうに客観的にこうこうふうになりました、資料が出てきて私は委員会ではこういうふうに検討しましたっていう、客観的な記事っていうのは十分書けると思うんですよ。それを書いてください。ここへ書いてるとおりですよ。私情を入れない客観的な記事を掲載してくださいと。また、委員会運営に支障を来すことのないように配慮してください、配慮してくださいって言ってるわけです。するななんて言ってないんです。十分に配慮してもらって、それで皆さんが納得できるんだったらそれで書いていただいても結構ですよ、この文章をそのまま理解していただいたら何も問題ないと思うんですけどね。それ以上の問題はないんですよ。だから、客観的な記事が書けないんだったら記事を書かなければいいわけで。書きたいんだったら客観的に、こうこうこういう事実が委員会でありました、それを委員会で協議しましたっていう形で持っていけばいいわけで。それ以上のことをやって、ほかの委員の皆さま

んに、あれはちょっとおかしいんじゃないかっていうような危惧を持たれないようにしてほしいって、そういうところを配慮してほしいってことで、ここへ書いてるわけです。だから、別に強制しているわけじゃないんですよ。それ以上私は強制された、だけど私はこんだけのものを書くんですっていうんだったら、個人で責任を持って、これは私が責任持って書いていますと、だから全ての責任は私においてありますっていうぐらいの気持ちで書けばいいと思いますよ。

○委員（原田素代君） で、やったらいいですね。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

今、副委員長はそう言われたんですが、さっきも言うたように、18人おる中から8人ですから、あとの10人の議員さんから、そういう話が出ないような運営をさせていただきたいということでお願いしとるわけですから、これが全くこの文章が理解できんということになれば、これから先、この委員会をやっていく上で御理解がいただけんじゃと思うんで、その辺はよく御理解をいただきたいというふうに思います。よろしいですか。この文章を削除しなければめじゃということにはなりませんので。

○委員（保田 守君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（保田 守君） 今、副委員長が言われたように、私はそう思うんです。そりゃあ、やっていってる中で、報告であれ、ブログであれ、何か起こそうとしたときには、知らん間に自分の感情は入ってますわ、多分。そしたらそれは、今言われたように、自分の責任でやることじゃと、私らようわかるんですよ、言うたのは、それに沿うようにします。ただ、絶対に進めていってる中でそういう問題が起こると思うんで、そのときは自分できっちり責任のとれることを書いて、責任をとってもらおうということでどうでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何度も言いますが、自分の発行物において何を書こうが、それは表現の自由ですし、思想信条の自由なわけですよ。そこのところを10人か、18人か、議員さんが何人いようとも、そういうところに干渉してくるということ自体がそもそもそういった方々の考え違いがあるし、それは佐々木君の考えなんだねということで、僕の考えは違うよということをおっしゃればいいだけのことで、そこのところを配慮を願いますとか協力を願いますよっていうことのほうが、余りにも強権的だし権利侵害にもなるし、そういうようなことをその委員会の運営で、しょっぱなのこの時点でそういうような考え方をお示しされるっていうのは、今後の委員会運営に対しまして、僕は非常に心配です。

○委員長（下山哲司君） お二方だけですよ、そういうことを言われようるのは。

佐々木委員には言いたくないんですが、赤磐市議会ともめごとを起こしとるし、そういう

問題を抱えながら、そういう危惧があるから私は言っとるわけで。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 赤磐市議会ともめごとを起こしてるって、何のことですか。今、議事録残す形で言ってくださいよ。それは弁護士も入ってますから、はっきりしてもらわないとだめです。

○委員長（下山哲司君） ですから、そういう弁護士が入るようなことをすること自体が問題だと言ようるんです。ですから……。

○委員（佐々木雄司君） 今、裁判官のほうで何が問題なのかというところは係争中ですから、その答えを待たずに委員長たる立場の方が一方的に自分たちに利があるかのように判断するっていうのはおかしいんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） はっきり言わせていただきますけど、そういう問題を今するのに申し合わせ事項をやってるんじゃないんですよ。この委員会の運営がスムーズにいくように御協力をいただくためにお願いをしてるんで、強権的じゃとかそういうものの表現をせられること自体が。お願いしてるわけですから、私が、委員長として。それが理解していただけんということは、どちらが強権なんかわからんです。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 権利を主張することが強権なんでしたら、裁判所はどういう役割を果たすんでしょうか。そこら辺のところについての見解を示してくださいよ。当然の権利の主張をして、それが強権的だっていうんだったら、誰もその権利の主張できないじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） 先ほども執行部の方が2人来られて、協力をしてしっかり赤磐市の名誉を挽回するという文言を残して帰られて、委員の中からそういう自分の主張が認められんなら、この文章が認められんというような考えの方がこれから運営していく以上にまともなことができるのかなと、私は危惧しますよ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） あくまで委員長はオフィシャルにマスコミと対応していただけるわけですか。だから、委員長には公式な百条委員会のスポークスマンとして発言をし情報を提供していただく、これが唯一の赤磐市百条の正式なコメントです。それにかかわっている議員たちは、その議論の中で僕はこう思ったけどこういう議論がありますということを語ることを制限するのは、やはりそれは逸脱だと思うんですよ。だから、さっきから私は、何を懸念してるのか、具体的に言ってくれって言うんだけど、それが出てこない。だから……。

○委員長（下山哲司君） さっき言ったでしょ。

いいですか、発行物に掲載する際と、こういうあれをつけとるわけですから、発行したものがどうじゃこうじゃということ、言葉でしゃべった分には訂正がききますが、発行物は訂正がききません。ですから、発行物に関しては配慮を願いますというお願いをしようわけですから、出すのであればこのくらいでやるけどというて打合せ会のときに皆さんにお示しして、そりゃあええだろうというような考え方もあります。ですから、今この場でこの文言が気に入らんというような考え方では困ると言よんです、私は。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今の話からいうと、要はこの申し合わせ事項の4番は、委員長以外は6人、ほとんどここ要らないんじゃないかという意見じゃないですか。というふうに私はこの場で理解しておるんですけど。むしろ4番を削除したほうがいいんじゃないでしょうか。

○委員（原田素代君） 委員長、済いません、ちょっと1つだけ。

岡崎委員もそうだし、今、委員長もそういうふうにだんだん変わってくるんですけど、個人の責任においてだとかこのぐらいのことだったらちょっと事前に諮ってまあいいんじゃないっていうふうなやり方もあるしと。何かだんだんトーンが変わってるんですよ。だから、その辺のことを含めて後で議論しましょうよ。それで、その際にここの文言に強くこだわる意見もあるのだから、ちょっとこれだけは抜いといて、次回にまたこれをやり直せばいいんじゃないですか。ここだけで時間がかかり過ぎるような気がします。

○委員長（下山哲司君） 次回からは運営上のあれはやりませんので。きょう、運営上の件は終わらせたいと思っておりますので。

○副委員長（岡崎達義君） ここだけ置いとこう。

○委員（原田素代君） この後議論すればすぐ。あえてすることなんですか。

○委員長（下山哲司君） いやいや、私から言わせていただければ、この文言でおかしいということ自体が、自分がひとり舞台の何かをやりたいみたいにしか受け取れんですよ。そういう考え方でこの委員会の委員をやっていただきたくないということと言よんで、同じスタンスでやっていただきたい。聞き取りをする、意見をしゃべる、そういうときには、そりゃあ個々の感情が入って御質問をされても結構です。ですが、掲載物の発行に関しては御注意をお願いしたいというてお願い……。

○委員（原田素代君） それでいいんですよ。御注意をお願いするんだったら解決するんですよ。

○委員長（下山哲司君） それが、発行物が、さっきも言うたように、3月と6月と9月には——しまいになるんですが、9月には——するように後からまた御相談申し上げますというわけですから、それについてこの文言が何でかかわるんですか、そんなに。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 明確です。権利だからです。発言の自由は担保されるべきですし、思想信条の自由も担保されるべきです。また、表現の自由もマスコミさんはここたくさんいらっしゃいますからあえて表現の自由を言いますけども、このマスコミさんに対しても、じゃあこんなことを書くな、あんなことを書くなって、これはもう委員会運営ですから、じゃあもう公開の場所でやってるものですからオフィシャルなものしか記事を書くなということをするんですかっていうことですよ。言えないでしょう。それはもう、我々議員に対しても一緒なんです。これ権利なんです。だから、その権利を我々一人一人が考えて、お互いの主張というものに関しては、それはお互いの、その人の主張なんだなというところの部分で、やっぱりそういう感じで向き合うというのが当然の私は姿勢だと思います。明確です。

○委員長（下山哲司君） 私、提案させてもろうたときに、個人の主張をするのに提案したんじゃないんですよ。調査をするために提案させていただいて、調査することにおいて、それ以外のものをつけ加えるということ自体、そもそも問題があるというふうに思うんで、メディアの方は何も無いことは書きませんよ、決定した事実しか書きませんよ。ここでやりようのことを、もし取材に来られとって、ほんなら勝手に私はこう思うんでって書きませんよ、メディアの方は。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いずれにしても、私が管理しておりますホームページやブログあるいは発行物、ここに関してあれを書くな、これを書くなというような感じの注文をつけるのはおやめいただきたいと思います。

○委員（保田 守君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（保田 守君） 十分、当事者で、がいいと思うんですよ。配慮してもらおうと。個人は自分で責任を持ってやってもらおうと、そうしましうや。私はこの、配慮してやるということに関して、それでいいと思います。

○委員長（下山哲司君） では、後から協議をさせていただくということで、こういうことで進めさせていただきます。

それから5番目、傍聴の対応についてです。原則公開とするが、非公開にする必要がある部分については、先ほどもお話があったように、赤磐市議会委員会条例20条の規定により秘密会とするということになっておりますので、こういうふうな進め方でやらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 再三、この後の全協という御発言があるわけですが、全員協議会か。
- 委員長（下山哲司君） 違います。打合せ会です。
- 委員（原田素代君） 全協ってさっきから言ってる。
- 委員長（下山哲司君） 全協は赤磐市議会で規定ができとるから、その規定外にしようと思えば打合せ会です。
- 委員（原田素代君） じゃあ、打合せ会はあくまで委員会ではないんですね。
- 委員長（下山哲司君） そうです。
- 委員（原田素代君） じゃあ、公開はされないわけですね。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（原田素代君） わかりました。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですか。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（下山哲司君） それでは、この5件についてはこういうことでやらせていただきたいと思います。
- 委員（佐々木雄司君） 委員長、さっきの4番に関してもこのまま行くんですか。
- 委員長（下山哲司君） ですから、後から。全く削除するというんじゃないしに、内容について御理解いただくようなお話をさせていただきたいと思います。
- 委員（原田素代君） この文言は残るわけですね、4番は。
- 副委員長（岡崎達義君） 内容については協議しましょう。
- 委員（原田素代君） 文言はそのままです。
- 委員長（下山哲司君） それでは、以上のように、この委員会の申し合わせ事項を決定したいと思いますが、御異議ございませんか。
- よろしいですか。
- 委員（原田素代君） いやいや、済いません。
- 副委員長（岡崎達義君） じゃから、後で直すんじゃ。
- 委員長（下山哲司君） 後で内容については……。
- 委員（原田素代君） そのことじゃなくて、これで終わっちゃうわけでしょう。
- 委員長（下山哲司君） そうですよ。
- 委員（原田素代君） もう少し議論させていただきたかったのは、このきょう1月15日に発足して、締めはどの辺を想定するか、それに向かってどんな状況になるかっていうような議論はされないと、次回の準備も何もできないじゃないですか。
- 委員長（下山哲司君） ですから、打合せ会はさせていただきますって先ほど申し上げたじ

やないですか。

○委員（原田素代君） でも、ここでしないのか。何かあるでしょう。

○委員長（下山哲司君） 後から、打合せ会をさせていただきます。

それでは、続いて2番目。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） あと、その他の項目でもよかったんですが、この調査項目の中の①のところ、議会の請求に基づく監査報告書、教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について報告、聞き取り報告書ということを書かれてるんですが、この中で、検察庁の保管記録の請求について、今後これが出てくるということなんですけども、これがどういう、このところには記載された事項ということで、もうがちっとなってるわけですよ。これについて、この検察庁の保管記録というものがどういう位置づけになるのかというところを、あらかじめこの場所で明らかにして説明をつけておいていただかないと、これだけがちょっと浮いちゃって、何でこれ取り扱うのって。関係ないじゃない、ここには掲載される事項としか書かれてないじゃないかというお話にもなりかねないので、どこかの段階でこれがどういう位置づけになるのかというところの説明をしていただいていたいなというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） これはもう、前からずっとお話が出ておりますが、対象者ですから、藤井参与は。藤井参与に関して出てきた事項は調査項目の中というふうに位置づけるつもりでおりますが。そのときに難しくなってはいけないので、その他の関連事項という文言をつけさせていただくとんですが。私が勉強した範囲では、それで対応できるというふうに。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それで対応できるとかできないとかということではなくて、もうちょっと詳しく、この保管記録というものが浮いてこないように、もうちょっと詳しく説明を、議事録に残るような形で、この委員会の中で共有しておく必要があると思うんですよ。そうしないと、何でこれやってんのっていう話で、後から関係ない話もやってるじゃないかと言われかねないんで、そこはそうじゃないよ、こういう意味合いで、これとこれがこう関係してこうですよっていうところの部分は説明しておかないといけないと思うんですよ。だから、その作業を、きょう難しければ次回でもいいので御説明をいただけるようにしていただきたいなとお願いをしたいと思います。

○委員長（下山哲司君） いろいろ、これを出させていただくに当たり調査、勉強もさせていただきましたが、そういう新しい事実ですから、対象者ですから、出てきた場合はその他の関連事項ということで扱えるというふうに理解して、このその他の関連事項をつけさせていただいております、③を。それで対応できるだろうと。今まであった百条委員会においては、そういう後のつながりまでを考えてなかったのが途中で尻切れというような形が前、ありましたの

で、そういうことにならないように、私としては出させていただくときに、そういうその他関連事項ということで調査対象にできるというふうに考えて出させていただいております。

よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） むしろ、皆さんにそれで意味合いというものがひもづけているかどうかというのは、認識の共有ですから。皆さんがそれで、うんこれで十分だとおっしゃられるのであればそれでいいです。私、ちょっと薄いんじゃないかなというふうに思ってます。例えばっていうお話ししますけども、おっしゃられたように、直接の関係者っていうことになりますから、この保管記録というものは、議会の請求に基づく調査報告と教育委員会の報告に記載された事項に含まれるものだというふうな認識を委員会のほうで示していただいて、だからこれが必要なんだということで根拠づけていただくというところを、まず最初にしていただかないと、これ何でこんなものが出てきてんのっていうような話に、後から、我々じゃなくて外部から茶々を入れられたときに困るんじゃないですかっていう話をしてるだけで。だから、それでよろしければそういう認識でよろしいというふうにおっしゃっていただいているといいです。

○委員長（下山哲司君） その件については、議場で提出をさせていただく内容についていろいろ検討して、その他のそういうものが出てきても対応できるような文書にさせていただいてるつもりであります。この文書は議決をいただいた文書でございますので、これを変えるということではできません。この内容で調査をさせていただく。そのために、その他関連事項というのをつけさせていただいておりますので、調査の中で出てきた新事実については、この委員会の調査項目となる想定で考えております。

それでは、そういう内容でよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、続いて2番目、その他に入ります。

その他で、委員さんから何かありましたら御発言をお願いしたいと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私から委員会に対しての要請なんですけど、先ほど言いましたけども、法要件に基づいて、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

あと、前回の映画製作に関する百条委員会の際に私、ちょっと待ってくださいということで異議を唱えさせていただいたことがあるんですが、そのときに何を言わせていただいたかといいましたら、職員の方とかにおいでいただいているいろいろ御説明をいただくんですけど、その御説明をいただいているものが正しいものなのか、正しくないものなのかというところの確認もとらずに文書に掲載されて公表、発表されてしまうということがあったんです。少なくとも我々が公表、発表する資料あるいは文書、こういったようなものの中

には、その職員さんがこの説明をする、あるいは第三者が何らかの説明をしてくれる、そういうものについてはきっちりそのものがちゃんと正しいものなのかどうなのか、確認がとれるものなのか、とれないものなのか、そこまで委員会のほうで調べることをしていただきますようお願いをしたいと思います。調べた結果わからなかったら、こういうふうな説明がありました、それに対して委員会のほうで調べたけども、それを裏づける客観的な資料を見つけることができませんでしたとかというような感じで、あるいは客観づけるものがあって、ありましたとかということまでやってこそ調査特別委員会の果たすべき責任じゃないかなというふうに思ってるんです。ですから、そこら辺ぐらまでお仕事ができるように委員会運営をお願いしたいなというふうに願っておりますので、済いません、要望としてお聞きください。

○委員長（下山哲司君） お聞きして承りました。

それで、その件につきましては、きょうも執行部のほうから、5人来ていただくつもりだったんですが、3人の方は公務があるので来れませんでした、2人、総務部長と副市長と来ていただいて、協力して赤磐市の名誉挽回を図りますということでございますので、お互いが協力し合うというて。以前の百条はそういう内容の百条ではございませんでしたので、扱い方が多少違うと思います。ですが、今回は赤磐市のために名誉挽回をするということに関しては、議会も執行部も同じ見解でございますので、そういうことを御理解していただいて、今後運営をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 3月、6月が中間報告で、9月が全体のあれですね。この委員会を開く大体日程というんですか、だから2週間に1回程度とか、どういうふうな状況になりますかね。

○委員長（下山哲司君） それは、後の打合せ会において細かいところについてはゆっくりと相談させていただいて、皆さんの御意見も聞きながら進めさせてもらいたいと思いますので、次の準備会というふうに位置づけていただいて結構ですので、そういうことでお願ひしたいと思います。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、次の委員会の開催ですが、正式の委員会はすぐには開けませんので、27日に打合せ会ということで10時から時間をとっていただきまして、ゆっくり時間をかけて慎重な調査ができるように御協力をお願いしたいというふうに思っておりますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） きょうの協議事項の内容については、後から皆さんと打ち合わせをして、細かい内容で、きちっとした委員会運営をしたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、以上をもちまして第1回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

午後2時25分 閉会